

民事信託アドバイザー検定試験テキスト

一般社団法人民事信託相談センター

もくじ

1. 信託のあらまし
2. 信託契約について
3. 委託者・受託者・受益者について
4. 認知症について
5. 信託財産について
6. 民事信託と遺言書について
7. 民事信託と後見人制度について
8. 公証役場について
9. 民事信託契約後の相談業務について
10. コンプライアンスについて
11. 民事信託の意義について

1. 信託のあらまし

信託の起源については諸説ありますが、古くは中世のイギリスにおいて制度としての運用が始まり、以来英米を中心に発展してきた制度です。日本においては、信託は明治時代後期にはじめて導入された制度で、大正 11 年に「信託法」「信託業法」の制定を経て本格的な運用がなされるようになりました。その後 80 年以上に渡って実質的な改正がなかった「信託法」でしたが、平成 18 年に「信託法改正」が行われ、制度の合理化や規律の整備、多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備などが改正されました。

民事信託業務を行うにあたっては特別な届出は必要なく、誰でも始められます。しかしその専門性から、公正証書の作成や不動産登記においては行政書士、司法書士等の士業が行う必要があります。

2. 信託契約について

民事信託をどういう目的で行うのか、どの財産を信託するのか等の民事信託の設計方法については十分な話し合いが必要です。できるだけ家族が納得できる形を模索して、民事信託をきっかけに家族間の今後の話し合いの場を設けることが重要です。

このプロセスをおろそかにすると、後でトラブルの原因になるだけでなく民事信託本来の目的が果たせなくなる恐れもあります。家族間でそれぞれ想いを共有する為の家族会議を開くことから始めていきましょう。

契約書の効力をより確実なものにするために、信託契約書を公正証書で作成するという方法があります。公正証書で作成すると原本は公証役場で保管されますので、公証人が関与して本人確認、意思確認がしっかりと行われた上で信託契約書を作成します。その為、契約書作成時に委託者の意思判断力があつたことの証明にもなります。ただし、委託者が介護施設に入居されて面談が困難な場合や、遠方にお住まい等の理由で関係者全員が公証役場での手続きが困難な場合は、公正証書が必須の任意後見契約とは異なり、公正証書ではない信託契約書の作成（一般契約）をもって対応することも可能です。

信託契約にあたっては、委託者、受託者の実印、印鑑登録証明書、身分証明書が必要です。更に不動産の信託では登記識別情報（旧 権利書）、固定資産税評価証明書が必要です。

3. 委託者・受託者・受益者について

信託契約においては、財産を託す人を「委託者」、財産を託される人を「受託者」、託す財産は「信託財産」、信託財産から利益を得る人を「受益者」と言います。

民事信託の中でも委託者が親で受託者が子どもの契約形態を「家族信託」と呼びますが、受託者は必ず子ども等の家族や相続人である必要はなく、親戚や友人知人または家族で経営しているような法人でもなることができます。ただし未成年者が受託者になることはできません。

家族信託では、委託者と受益者が同一人物であるケースがほとんどです。委託者と受益者が同じであれば、財産権の移動がありませんので、「みなし贈与」扱いになることがなく課税の問題は生じません。つまり、信頼できる第三者に財産の管理のみを託すことができます。

委託者（受益者）は一定条件（受託者が業務を行わない等）のもと受託者を解任できる権限を持っています。また、受託者は委託者から求められたときは通帳や帳簿の提出をしなければなりません。

受託者は委託者から託された金銭を預かる口座の管理に関して、自身の財産と区別して管理し、混同してはなりません。

長期間に渡り財産の管理・運用を行う受託者は大きな責任を負うこととなりますので、受託者の選任については委託者を含む家族とよく話し合い、双方の同意のもと選任することが重要です。

受託者は、第三者に信託事務を委託することができます。その際は信託の目的に照らして、適切な者に信託事務を委託する必要があります。

受託者が万一病気やけがで業務の遂行が困難になった場合は、「後継受託者」が業務を引き継ぎます。ただし後継受託者の候補者がいない場合は、設定しなくても契約書の作成は可能です。

民事信託は商事信託と異なり、営利目的で契約行為を行うことはできませんが、受託者は委託者の為に信託業務を遂行するにあたり、仕事を休業する場合等もあると考えられることから、一定条件のもと報酬を設けることが可能です。

民事信託は後見制度と異なり裁判所の監督はありません。

受益者が年少者や高齢者、知的障がい者である等、受益者が受託者を十分監督することが難しい場合やその他必要な場合には、「受益者代理人」や「信託監督人」を置くことができます。

受益者代理人は、受益者のために信託法上の一切の行為を代理する権限を持っています。受益者代理人を定めると、受益者はほとんどの権限について行使できなくなります。

信託監督人は受託者を監督する役割を担います。特別な資格は必要なく親族が就くこともできますが、知識のある税理士等の専門家が就く場合もあります。

なお、報酬を支払うこともできます。

受益者代理人並びに信託監督人には、未成年になることはできません。

4、認知症について

認知所の初期症状「度重なるもの忘れ」から、ご家族が気付くケースが多いようです。同じ話を繰り返したり、大切なものを失くしたりすることが多くなったら、ご家族は認知症の症状かもしれないと注意しましょう。

認知症の症状は大きく分けて「中核症状」と「周辺症状」とに分けることができます。

中核症状とは必ず現れる症状のことで、理解力・判断力の低下や記憶障害等があげられます。

単なるもの忘れとは異なり、記憶を丸ごと失ってしまうことが特徴です。

家族が気付いた場合は、できるだけ本人の気持ちに寄り添い、出来ないことに対して本人を責めるような行為は控えましょう。

認知症は本人にとっても辛いものです。専門家や専門の病院などで早めに相談しましょう。

家族信託のご相談者の中には、すでに認知症の初期症状が出ているご家族のご相談も多く見受けられます。

民事信託アドバイザーは、本人の意思確認、ご家族の信託への取り組む姿勢、民事信託への理解度など多方面からの判断が求められます。

また一人では判断できない場合は、司法書士や行政書士など専門家と一緒にご家族の聞きとり調査を行い判断するようにしましょう。

5. 信託財産について

信託財産は金銭や不動産からなり、委託者が金額や不動産を選択して信託します。信託財産の対象とされていない財産については、遺言や遺産分割協議によって分けることとなります。また、信託財産は個人の財産ではなくなるため、差し押さえなどの対象にならずに済みます。

不動産がない場合は金銭のみの信託もできます。

不動産がある場合は、信託登記を必ず行います。登記の際にかかる登録免許税は、不動産の数や規模により変動します。

委託者の介護費用の面からも不動産を信託財産とするケースが多く見受けられます。

認知症の進行等で判断能力が失われてしまうと、あらゆる契約行為ができなくなりますが、それには実家の売却や賃貸契約も含まれます。そのため、対策をしないまま親の資産だけで介護費用の工面をすることが難しくなった場合は、子どもが介護資金を準備する必要があります。

この時、あらかじめ信託契約を親子間で交わしていれば、財産管理人である子ども（受託者）の判断で実家を売却等できる為、介護資金を工面することができます。

信託したい不動産が農地の場合、直接信託財産とすることは困難です。農地委員会等での農地転用手続きを経た後で信託手続きが可能となります。

また、上場株式も同様です。信託財産として登録できないわけではありませんが、証券会社が民事信託にほとんど対応しておらず、ごく一部の証券会社でのみ信託財産として株式を受け付けています。

金銭を信託する場合は、信託口座を作成する場合がありますが、取扱金融機関が非常に少ないため、特別な場合を除き受託者名義の口座であれば、どこ
の金融機関のものでも、契約書に口座を記載することで信託口座として使用する
ことができます。

また、信託契約書の追加条項により何回でも指定の口座へ追加入金ができる
ため、適切なタイミングで委託者の介護に対応することができます。

6. 民事信託と遺言書について

財産の承継といえば従来から遺言書が利用されてきましたが、民事信託の帰属先の条項により、遺言機能として受益者が死亡した際に信託財産を受け取る
権利を取り決めることができます。

遺言では、死後の財産を誰に与えるか指定することができますが、受け継いだ相続人が死亡した場合の指定まではできません。ところが民事信託では、このような二次相続以降の指定もできるため、事業や資産承継の道筋を決めることができます。

また不動産の信託登記後には、登記簿記載の所有者欄が形式的に受託者に変更となるため、信託登記後に委託者が信託不動産について遺言書を作ることはできません。遺言書の上書き防止に適応できます。

では家族信託を利用すれば遺言は不要になるかと言うと、そうではなく、実際には家族信託ではカバーしきれない事例があります。主に年金口座や農地など、信託できない財産がこれにあたります。これらの財産は本人が死亡した時、遺言がなければ原則として遺産分割協議（＝相続人全員で誰が相続するか

話し合うこと)が必要になります。したがって全ての財産について指示したい場合は、民事信託と並行して遺言書の作成をすることをお勧めします。

極稀に民事信託の項目と以前に作成した遺言書の内容が一致しない場合が考えられます。その場合どちらが優先されるかですが、信託法は民法の特別法にあたるため、民事信託が遺言書に優先して適用されます。

しかし、民事信託の帰属先に指定した場合に、他の相続人の遺留分の請求に関しては現在判決例がなく、専門家の間でも意見が分かれています。

7. 民事信託と後見人制度

成年後見制度は、財産の「維持と管理」に権限が限られています。たとえば、被後見人の所有する収益用マンションの老朽化で減った入居者を増やすためのリフォーム工事であっても、正当な理由と認められない場合があります。なぜなら目的がどうであれ、財産を目減りさせる行為には変わりないからです。

後見人制度の問題点とは「成年後見をやめるタイミングを選べない」ことです。成年後見は、家族が後見人になりたいと申し立てをしても実際になれるケースは少なく、あくまで裁判所の判断で後見人が決定されます。一度開始すると、家族が不服を申し出ても、特別な事由がない限り後見人を変更することはできませんし、後見制度の利用自体を中止することもできません。被後見人が死亡するか症状が完治するまで続きます。

費用面においても、被後見人の資産内容によっては、被後見人の生涯にわたって成年後見人や成年後見監督人への報酬を払い続けなければなりません。

また、法律的には後見人は被後見人の家族への報告義務はありません。家族が知らないうちに後見人によって親の財産が処分されているというような事例もあるほどです。

親が健康で判断能力が低下していない段階であれば、任意後見と民事信託の併用も考えられます。

委託者の判断能力が低下すると、治療や入院手続き、施設などの入退所手続きや契約などを代理で行う人が必要になりますが、民事信託では受託者は財産管理の権限を与えられるものの、この身上監護を行う権限は与えられないからです。

併用することで民事信託により財産管理、処分面の備えを万全にしつつ、後見人の「身上監護権」で生活のサポート面もカバーできます。特に受託者に親族以外の方が就任する場合などはお勧めです。

成年後見制度は認知症になってから利用する制度のため、すでに成年後見制度を利用している場合は信託契約ができませんが、信託契約後に認知症になってしまった場合は、信託財産以外の財産で成年後見制度を利用することは可能です。

成年後見制度では財産の処分に制限がかかってしまうため、財産管理の柔軟性を求めるなら、認知症にならないうちに民事信託契約を結んでおきたいところです。

8. 公証役場について

公証役場は、法務省の管轄する役所で全都道府県に置かれています。

公証役場では、民事信託・任意後見・公正証書遺言等の公正証書を作成することができます。

公証人は、公証事務を担当する公務員で、裁判官や検察官などのように法律事務の経験を積んだ人がなります。

公証役場で民事信託の公正証書を作成する際は、委託者と受託者の参加が必要です。施設に入居している等、公証役場に来られない場合は、公証人の出張により別の場所で契約をすることも可能です。

公正証書を作成しない一般契約の場合は、公証人の立会いは不要で、行政書士等の専門家の立会いにより契約をします。

9. 民事信託契約後の相談業務について

信託契約には、相談員の他に行政書士や司法書士等の士業も欠かせません。民事信託アドバイザーは、ご相談者の想いを形にする為に、士業と連携して相談業務に取り組まなければなりません。

民事信託の契約はゴールではなくスタートです。

契約後もご契約者様の生活や介護は継続しています。5年、10年と契約が続くうちに、家族の環境や状況が契約当時と変化することもあります。

民事信託アドバイザーはご契約者様からのご相談には真摯に対応し、介護や認知症等の相談にも乗りご契約者様がその後の人生を安心して過ごしていただけるよう、サポート業務を継続することが大切です。

その為に、民事信託アドバイザーは、介護業界、地域支援センター、ケアマネージャー等とのパイプを作ることや情報収集をする等、積極的に努めることが必要です。

10. コンプライアンスについて

近年、コンプライアンスという言葉が注目されるようになったのは、企業による不正や不祥事が相次いで明らかになり、社会的批判が高まったことに端を発しています。

いくら良いサービスを提供しても、ひとたび不正行為が発覚すれば、たちまち相談者や取引先者の信用を失ってしまいます。このような突発的ダメージを避けなければならないという危機管理意識から、民事信託相談センターは民事信託の価値の高騰を目指して、コンプライアンスの強化を図っています。つまりコンプライアンス強化を掲げて徹底させることは、民事信託相談センターの公正で公平な活動を推進して健全性を保つだけでなく、民事信託相談センターのイメージを高め、社会的な信用を獲得することにも繋がると考えられて

いるのです。これには、民事信託アドバイザーに会員規約や使命感を浸透させることが重要です。

11. 民事信託の意義について

超高齢化社会に向かっている日本にとって、民事信託の必要性はますます高まっています。

以前よりある信託銀行や後見人制度とは異なり、自由度の高い民事信託は、高齢化や空き家問題、財産管理の対策として今後もますます重要になります。また、業務を担当する民事信託相談センター会員の社会的な役割も極めて重要となることでしょう。